

認定証管理規則

JAB N420:2017

第 13 版 : 2017 年 11 月 6 日
第 1 版 : 2007 年 3 月 30 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲.....	3
2. 関係文書 (Related documents)	3
2.1 引用文書 (Normative documents)	3
2.2 関連文書 (References)	3
3. 認定証の発行.....	3
4. 認定証に使用する用語	3
5. 認定証の作成及び交付	4
5.1 認定証の作成	4
5.2 認定証の交付	4
6. 認定証の改定.....	4
7. 認定証のレプリカの発行.....	5
8. 認定証及び同レプリカの発行手数料.....	5

1. 適用範囲

この規則は、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）によって認定された適合性評価機関に対して本協会が発行する認定証の作成、交付及び管理について規定したものである。

2. 関係文書 (Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む）には適用しない。

2.1 引用文書 (Normative documents)

次に掲げる文書は、この規則に引用されることによって、この規則の一部を構成する。

JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

2.2 関連文書 (References)

JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004) 適合性評価－用語及び一般原則

3. 認定証の発行

本協会は、認定を授与した適合性評価機関に対して、定められた認定範囲に対して認定が授与されたことを明示する認定証を発行する。

なお、本協会は、日本語版及び英語版の認定証を作成、発行するが、日本語版を正式な認定証とする。

4. 認定証に使用する用語

認定証に使用する主な用語及び定義は、次による。ただし、適合性評価機関の要求で、機関名称以外の特定の情報の公開を（例えば、安全上の理由から）制限する場合がある。

なお、関連する JIS Q 17011 の条項番号を【17011 x.x】のように表示している。

a) 認定番号

適合性評価機関の種類に応じて付与される記号、及び認定した適合性評価機関に付与される固有の数字によって表される。

【17011 7.9.4 d)】

b) 認定範囲

認定を要請している又は認定が授与された特定の適合性評価サービス。

【17011 3.17、7.9.4 f)】

c) 適用基準

適合性評価機関に対する審査に適用した認定基準。【17011 7.9.4 g)】

d) 機関名称

法人名を含む適合性評価機関の固有の識別のための名称。【17011 7.9.4 b)】

- e) 所在地
適合性評価機関の本部又は主たる事務所の所在地。【17011 7.5.7、7.9.4 c)】
- f) 事業所
一つ又は複数の主要な活動が行われている認定の対象となる事業所。主要な活動には、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、並びに該当する場合、契約内容の確認、適合性評価の計画、適合性評価の結果のレビュー、承認及び決定が含まれる。【17011 7.5.7、7.9.4 c)】
- g) 事業所所在地
事業所の所在地。【17011 7.5.7、7.9.4 c)】
- h) 初回認定日
本協会が設置する認定委員会が適合性評価機関に対して最初に認定授与の決定を行った日であり、認定の授与日（認定が有効となる日）。【17011 7.9.4 e)】
- i) 有効期限
適合性評価機関の認定の有効期間の満了日。【17011 7.9.4 e)】
- j) 更新日
適合性評価機関の認定の更新が決定された日。
- k) 改定日
適合性評価機関の認定証の記載事項が改定された日。

5. 認定証の作成及び交付

5.1 認定証の作成

本協会は、本協会が受理した認定申請に係り、認定委員会が認定の授与を決定した場合、その決定内容に基づき認定証を作成する。

5.2 認定証の交付

本協会は、認定委員会による認定の決定に引き続く、認定契約の締結後、認定証を交付する。

備考：適合性評価機関の要請がある場合は協議の上、合意した場所、日時において、認定証の授与式を行う。

6. 認定証の改定

本協会は、次の a)～e)に示す事項に係り、認定証の改定を行い、当該認定証を交付する。

- a) 認定の更新の決定（認定の更新）
- b) 認定範囲の変更（認定の拡大、認定範囲の縮小）
- c) 適用基準、適合性評価規格などの版の更新（移行）
- d) 適合性評価機関の名称、所在地の変更
- e) その他、認定証記載事項の変更を要する事項

なお、上記 a)～c)については、認定に係る決定及びその決定内容に基づき、認定証の

改定を行う。また、上記 d)、e)については、当該事項に係る適合性評価機関からの変更届などに基づき、認定証の改定を行う。

7. 認定証のレプリカの発行

本協会は、適合性評価機関の要請に応じて、認定証のレプリカを発行する。

8. 認定証及び同レプリカの発行手数料

認定証及び同レプリカの発行手数料は、別途定める規定による。

改定履歴(公開文書用)

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2007.03.30		事務局長
	(中略)			
6	<ul style="list-style-type: none"> ・標準物質生産者の追加(4.2、付表1、付表2、附属書J) ・初回認定日・有効期限・更新日・改定日に関する補足を追記(4.1) ・温室効果ガス妥当性確認・検証機関の英語表記の修正(付表2) ・版に関する記述を削除(4.1、付表2) 	2011.09.22	認定業務 グループ長	事務局長
7	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーマネジメントシステムの追加(附属書A 7/10) ・食品安全マネジメントシステム(食品安全マネジメントシステム認証22000)の追加(附属書A 10/10) 	2012.03.23	認定業務 グループ長	事務局長
8	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生マネジメントシステム、電気通信品質マネジメントシステム、医療機器品質マネジメントシステムの追加(附属書A) ・検査機関の認定範囲表記の修正(附属書I) ・標準物質生産者の適用基準表記の修正(附属書J) 	2012.07.31	認定業務 グループ長	事務局長
9	<ul style="list-style-type: none"> ・技能試験提供者の追加(4.2、付表1/2、附属書K) ・更新日定義の修正(4.1 j)) ・FSMS認証機関の適用基準の追記(附属書B) ・標準物質生産者の適用基準の修正(附属書J) ・試験所及び校正機関の附属書フォーマットの変更(附属書F、G) ・認定証/附属書フォーマットの変更(全プログラム共通) <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号の追加、附属書の署名/押印の省略等 	2013.11.20	認定業務 グループ長	事務局長

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
10	校正機関認定に、基準測定検査室を含む場合に対応。 マネジメントシステム認定に、道路交通安全マネジメントシステムを追加。	2015.5.1	認定業務 グループ長	事務局長
11	・ITサービスマネジメントシステム及びアセットマネジメントシステムの追加（附属書A） ・マネジメントシステム認証機関の認定証附属書の記載例の見直し（附属書A） ・検査機関の認定証及び附属書ILAC MRAマークの使用を追加（附属書I）	2015.9.14	認定業務 グループ長	事務局長
12	・JFS-C認証の追加（附属書A） ・FSSC22000の適用基準・認証規格の修正（附属書A） ・附属書B削除	2017.02.20	CB認定業務 グループ長	事務局長
13	・記載事項について、適合性評価機関の要求で、特定の情報を制限する場合があることを追加（4） ・改定にかかり必ずしも認定委員会の承認を要さないこととした（6 a）～c） ・付表及び附属書を削除	2017.11.06	CB認定業務 グループ長	事務局長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。